

関係条文

●医療法（昭和23年法律第205号）(抄)

第一条の四 (略)

2 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならない。

3・4 (略)

第二十一条 病院は、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる人員及び施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。

一～八 (略)

九 診療に関する諸記録

十～十二 (略)

●医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）(抄)

第二十条 法第二十一条第一項第二号 から第六号まで、第八号、第九号及び第十一号 の規定による施設及び記録は、次の各号による。

一～九 (略)

十 診療に関する諸記録は、過去二年間の病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、検査所見記録、エックス線写真並びに入院患者及び外来患者の数を明らかにする帳簿とする。

十一 (略)

●医師法（昭和23年法律第201号）(抄)

第二十四条 医師は、診療をしたときは、遅滞なく診療に関する事項を診療録に記載しなければならない。

2 前項の診療録であつて、病院又は診療所に勤務する医師のした診療に関するものは、その病院又は診療所の管理者において、その他の診療に関するものは、その医師において、五年間これを保存しなければならない。

●医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）(抄)

第二十三条 診療録の記載事項は、左の通りである。

- 一 診療を受けた者の住所、氏名、性別及び年齢
- 二 病名及び主要症状
- 三 治療方法（処方及び処置）
- 四 診療の年月日

●歯科医師法（昭和23年法律第202号）(抄)

第二十三条 歯科医師は、診療をしたときは、遅滞なく診療に関する事項を診療録に記載しなければならない。

2 前項の診療録であつて、病院又は診療所に勤務する歯科医師のした診療に関するものは、その病院又は診療所の管理者において、その他の診療に関するものは、その歯科医師において、五年間これを保存しなければならない。

●歯科医師法施行規則（昭和23年厚生省令第48号）(抄)

第二十二条 診療録の記載事項は、左の通りである。

- 一 診療を受けた者の住所、氏名、性別及び年齢
- 二 病名及び主要症状
- 三 治療方法（処法及び処置）
- 四 診療の年月日